

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 30 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600298号

厚生局事案番号 : 九州(国)第1600040号

第1 結論

平成元年*月から平成2年3月までの請求期間及び平成11年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年*月から平成2年3月まで
② 平成11年4月

請求期間①については、平成2年4月に初めて就職した際に、請求期間①当時は国民年金保険料を毎月納めていたのに、学生は必ずしも納めなくてもよかったというのを知って残念な思いをしたことを覚えている。

請求期間②については、退職した会社から、退職後は年金を払う必要があると教えられ、社会保険事務所(当時)で手続きしたことを覚えているので、国民年金保険料を納付したはずである。

調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が20歳になった時に国民年金の加入手続を行った場合は、手続き後、速やかに国民年金手帳記号番号が払い出される。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間①当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できない上、請求期間①を国民年金の被保険者期間とする処理が平成12年1月5日に行われていることが確認できることから、請求期間①当時、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間①に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、請求期間①が国民年金の被保険者期間とされた平成12年1月5日時点では請求期間①に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

請求期間②について、請求者から、請求期間②に係る国民年金の加入手続時期、保険料の納付時期及び保険料を納付した場所についての具体的な陳述を得られない。

また、請求期間②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間②に係る記録管理に誤りがあったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。